

事務連絡
平成28年11月30日

関係省庁社会保障・税番号制度関係課 御中

内閣官房社会保障改革担当室
総務省自治税務局市町村税課

情報提供ネットワークシステムを介した地方税関係情報の照会を
行う事務手続における所要の措置について（依頼）

情報提供ネットワークシステムを介した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）別表第二の一の項規定する「地方税関係情報」の照会については、地方税法に基づく守秘義務との関係上、情報照会を行う事務の根拠法令に、本人（番号利用法第2条第6項に規定する「本人」をいう。以下同じ。）に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置（罰則等）がない場合、利用事務が申請に基づく事務であり、本人の同意をとることが必要となります。

現在、上記の本人の同意が必要となる事務（以下「同意事務」という。）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第60条に基づいて来年1月中に告示を行うべく作業を進めているところです。

情報提供ネットワークシステムの本格稼働を予定する平成29年7月以降、当該事務を実施する地方公共団体や独立行政法人等（以下「地方公共団体等」という。）が、情報提供ネットワークシステムを介して地方税関係情報を取得するためには、申請の際に地方税関係情報が必要となる者の同意を得られるような体制にしておく必要があるため、今後のスケジュールにご留意の上、下記のとおり必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本人の同意を得ることが担保されない事務については、情報提供ネットワークシステムを介した地方税関係情報の提供を行うことができず、これまでと同様に、申請者に対して所得証明書等の提出を求めることとなりますので、関係省庁におかれましては、その運用にあたり事務処理上遺漏なきようご対応ください。

記

1 申請様式の改正および通知の発出

以下の点にご留意の上、同意事務の申請様式の根拠となっている省令・通知等を改正するとともに、地方公共団体等においても、申請様式の改正に必要な規則等の改正や新様式の印刷等の所要の措置を講じるよう通知願います。

併せて、所得証明書の提出が不要となる代わりに本人の同意が必要となること等について、住民の理解が得られるよう、HP・パンフレットによる事前広報や申請窓口での説明等を行っていただくようお願いします。

- ・ 取得する地方税関係情報の利用目的を明示した上で同意をとること。
- ・ 地方税関係情報が必要となる者すべての同意をとること。
- ・ 同意する者は自ら署名を行うこと。
- ・ 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

2 地方公共団体等の様式改正状況の把握

同意事務については、情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴い、平成29年7月までに当該事務を実施する全ての地方公共団体等の申請様式が同意を得られる様式に改正が行われる必要があるため、申請様式の改正通知発出後、地方公共団体等における改正状況を把握し、適宜助言等行っていただくようお願いします。